

電話交換業務委託契約の低入札価格調査制度の適用について

このたび、札幌市では、電話交換業務委託契約に係る競争入札において、低入札価格調査制度を適用することといたしましたので、お知らせいたします。

1 新たに低入札価格調査制度を適用する業務

電話交換業務

【低入札価格調査制度】

低入札価格調査制度とは、競争入札において、調査基準価格を下回る入札をした者を、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否かについて調査を行ったうえ、落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の他の者を落札者とすることがある制度となります。（地方自治法施行令第167条の10第1項）

2 調査基準価格

予定価格の70%

3 適用年月日

役務の提供を受け始める日が平成24年4月1日以後からの契約に適用します。

4 参 照

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領

<http://www.city.sapporo.jp//zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/teinyuusatsu-saiteiseigen-ekimu.pdf>

【お問合せ先】

札幌市財政局管財部契約管理課

電話 211-2152